



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月24日水曜日 第1520号外2

## ◇ 目 次 ◇

### 人事委員会規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	3

### 人事委員会規則

#### ○愛媛県人事委員会規則 7 - 987

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

#### 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 479）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「再就職手当」を「就業促進手当」に改め、同条第1項中「第10条第10項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当、同項第4号に掲げる常用就職支度金」を「第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当」に、「再就職手当、同法第57条第1項に規定する常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同条第2項を削る。

第16条の見出し中「再就職手当」を「就業促進手当」に改め、同条第1項中「第10条第10項第3号の2から第6号までに掲げる」を「第10条第10項第4号から第6号までの規定による」に、「同項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の5）に、同項第4号に掲げる常用就職支度金に相当する退職手当にあつては常用就職支度金に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、同項第5号」を「同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の5）に、同号口に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の6）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第10項第5号」に改め、同条第2項中「規定する」の下に「就業手当に相当する退職手当支給申請書、」を加え、「常用就職支度金に相当する退職手当支給申請書」を「常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書」に、「うえ」を「上」に改める。

様式第7号中「

特定職種	月額	円
受講手当	年	月支給開始

」を

削る。

様式第15号の5中「就職先の」の下に「（事業を開始した）」を加え、「雇入年月日」を「雇入（事業開始）年月日」に改め、「雇入れ」の下に「（事業開始）」を加え、「おける再就職手当」を「おける就業についての再就職手当、常用就職支度手当」に改め、「1 再就職手当」の下に「常用就職支度手当」を、「2 再就職手当に相当する退職手当」の下に「常用就職支度手当に相当する退職手当」を加え、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第15号の6とする。

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 事業を開始した場合は、「採用内定年月日」欄、「職種」欄、「雇用期間」欄及び事業主の証明は、記入の必要はないこと。

様式第15号の4の次に次の1様式を加える。

様式第15号の5 (第16条関係) 就業手当に相当する退職手当支給申請書

就業手当に相当する退職手当支給申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

印

雇用契約ごとの雇用期間が7日以上である場合	就職先の事業所	名 称			
		所 在 地			
		事業の種類			
	雇用年月日	年 月 日	雇 用 期 間		
	1 週 間 の 所 定 労 働 時 間		時 間	分	
	支 給 対 象 期 間 中 の 就 業 日 数		日		
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。					
年 月 日					
事業主氏名 印					
雇用契約ごとの雇用期間が7日未満である場合	就業先の事業所の名称及び所在地	就業期間	就業日数	就業内容	
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			合計	日	

様式第16号中「常用就職支度金に相当する退職手当支給申請書」を「常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書」に、「㊦」を「㊧」に、「おける再就職手当」を「おける就業についての再就職手当、常用就職支度手当」に改め、「1 再就職手当」の下に「、常用就職支度手当」を、「再就職手当に相当する退職手当」の下に「、常用就職支度手当に相当する退職手当」を加え、「より常用就職支度金」を「より常用就職支度手当」に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号。以下「改正条例」という。）附則第7項に規定する失業者の退職手当の額は、改正条例第1条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第10条の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と改正条例附則第2項、第3項及び第6項の規定により受ける失業者の退職手当の額とのいずれが多い額とする。
- 3 改正条例附則第8項ただし書に規定する失業者の退職手当の額は、同項本文の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と改正条例附則第2項、第3項及び第6項の規定により受ける失業者の退職手当の額とのいずれが多い額とする。
- 4 改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第15号の6及び様式第16号の規定は、この規則の施行の日以後に職業に就いた受給資格者の申請に係る再就職手当に相当する退職手当支給申請書又は常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書について適用し、同日前に職業に就いた受給資格者の申請に係る再就職手当に相当する退職手当支給申請書又は常用就職支度金に相当する退職手当支給申請書については、なお従前の例による。

#### ○愛媛県人事委員会規則7 - 988

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

#### 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

別表第1越智郡の項所在地の欄中「弓削町下弓削839番地の2」を「弓削町下弓削69番地1」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特地勤務手当等に関する規則別表第1の規定は、平成15年12月1日から適用する。

